

令和5年度

第7回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和5年度第7回江別市農業委員会定例総会議事録

令和5年10月31日（火） 午後2時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（16名）

佐藤和人
伊藤良明
中田和孝
保倉義治
山口利夫
植村登
佐藤昇
中島清文
砂川秀樹
西純一
荻野雅志
保倉浩行
百瀬誠記
松下博樹
長谷川礼子
工藤多希子

2 欠席委員（4名）

田中浩一
得能謙二
山田保彦
浅野目貴史

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	首藤	陽
	主査	川合	正洋
	主任	大野	慶廣
	主任	金澤	由希
	主事	武山	直人

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	報告第28号	現況証明願及び照会について
日程第5	報告第29号	農地法第3条の3の規定による届出について
日程第6	報告第30号	第4回農政常任委員会開催結果報告について
日程第7	報告第31号	第7回農地常任委員会開催結果報告について
日程第8	議案第22号	現況証明願及び照会について
日程第9	議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第10	議案第24号	農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）
日程第11	議案第25号	第7回農用地利用集積計画の決定について
日程第12	議案第26号	農用地の買入協議に係る要請について
日程第13	議案第27号	農村滞在型余暇活動機能整備計画（江別市計画）策定に係る意見について

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和5年度第7回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は16名で、定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、佐藤昇委員、松下委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和5年度第7回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和5年10月31日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 ご報告申し上げます。
令和5年度第6回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に田中委員、得能委員、山田委員及び浅野目委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第28号

- 議長 日程第4 報告第28号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。

武山主事。

- 武山主事 報告第28号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。
今回提出がありましたのは、No.17からNo.18の2件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

No.17からNo.18は、公簿地目 畑2筆 計534.00㎡を内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

- 議長 これより報告第28号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第28号を終結いたします。

◎報告第29号

- 議長 日程第5 報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

- 大野主任 報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご説明申し上げます。

これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく、相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回提出がありましたのはNo.6からNo.7の2件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。

内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

以上、現況地目 畑19筆 計278,010.11㎡でございます。

説明は、以上でございます。

- 議長 これより報告第29号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第29号を終結いたします。

◎報告第30号

- 議長 日程第6 報告第30号 第4回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農政常任委員長の報告を求めます。

農政常任委員長。

- 農政常任委員長 報告第30号 令和5年度第4回農政常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農村滞在型余暇活動機能整備計画（第4期）策定に係る意見について、現行計画の期間満了に伴う新たな計画案に関して江別市長から意見を求められたものであり、事務局より内容の説明を受け審議した結果、農政常任委員会では原案どおり承認することとし、農業委員会の総意とするため定例総会に付することとしました。

付議事件2 令和7年度 農業政策と予算に関する要望の提出については、事務局より説明を受け、内容を協議しました。

以上でございます。

- 議長 これより報告第30号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で報告第30号を終結いたします。

◎報告第31号

- 議長 日程第7 報告第31号 第7回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

- 農地常任委員長 報告第31号 令和5年度第7回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）

付議事件3 第7回農用地利用集積計画の決定について

付議事件4 農用地の買入協議に係る要請について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

- 議長 これより報告第31号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で報告第31号を終結いたします。

◎議案第22号

- 議長 日程第8 議案第22号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して、中島委員より説明願います。

- 中島委員** 議案第22号 現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。
今回願出がありましたのは、No.4の1件でございます。
当該土地は、昭和44年6月30日付けで農地法第5条転用許可のあった土地で、現在の登記地目が畑のままであることから願出があったものでございます。
現地調査は、10月3日に佐藤和人委員、山田委員、私、事務局から首藤主幹と日下部会計年度任用職員が参加し行いました。
土地の所在等は記載のとおりで、No.4の現況は雑種地のため、登記地目 畑 332.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。
以上でございます。
- 議長** これより議案第22号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
議案第22号を採決いたします。
現況証明願及び照会について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思えます。
このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎議案第23号

- 議長** 日程第9 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
大野主任。
- 大野主任** 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。
今回申請がありましたのは、No.6の1件でございます。
No.6は、共有農地について贈与者個人2名の持ち分全てを受贈者個人1名へ無償贈与で所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上、1件8筆 計62,499.00㎡でございます。
説明は、以上でございます。
- 議長** これより議案第23号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
議案第23号を採決いたします。
農地法第3条の規定による許可申請について、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。
このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎議案第24号

○議長 日程第10 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
を議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）
をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.1の1件でございます。

本件は、市街化調整区域内において自己が所有する農地での転用で北海道知事処分
分事件になるものでございます。

転用目的は、面積拡大に付随し増加する農業用の作業工程や増加する収穫物等一時
保管場所不足に対応すべく、農業用施設を新設するのに伴い、関係する用地を併
せて確保し転用するものであります。

本案件における農地転用は、やむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は
問題ないと思えるほか、農地法等関係条項に照らし許可相当であると考えられます。

以上、1件 畑1筆の内の1, 269.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第24号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第24号を採決いたします。

農地法第4条の規定による許可申請について知事処分、申請1件、可とする意見
を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第25号

○議長 日程第11 議案第25号 第7回農用地利用集積計画の決定についてを
議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

○金澤主任 議案第25号 第7回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し
上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、江別市から農
業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが1件4筆80,934.11㎡、利用権設定に係るものが2件7筆99,327.00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第25号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第25号を採決いたします。

第7回農用地利用集積計画の決定について、申出3件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第26号

○議長 日程第12 議案第26号 農用地の買入協議に係る要請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主事。

○武山主事 議案第26号 農用地の買入協議に係る要請について、ご説明申し上げます。

これは、記載の者から所有権移転の申出があり、農業経営基盤強化促進法附則第3条第1項の規定に基づき公益財団法人北海道農業公社を含めて調整を行ったところ意向が一致しなかったもので、このままでは公社が当該農用地に係る権利を取得できなくなることにより、認定農業者又は認定新規就農者への利用権の設定等が困難になる恐れがあるため、同附則第3条第2項の規定により公社による買入協議を行うよう、江別市長から公社及び農地所有者に対して通知することを、市長に要請することについて意見の決定を求めるものでございます。

内容につきましては記載のとおりで、全42筆 387,489.00㎡が対象となっております。

以上でございます。

○議長 これより議案第26号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第26号を採決いたします。

農用地の買入協議に係る要請について、要請10件、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎議案第27号

○議長 日程第13 議案第27号 農村滞在型余暇活動機能整備計画(第4期)策定に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。
川合主査。

○川合主査 議案第27号 農村滞在型余暇活動機能整備計画(第4期)策定に係る意見について、ご説明申し上げます。

先ほど農政常任委員長からの報告にございましたとおり、本日、農政常任委員会においてご審議いただいておりますが、現行計画は、平成30年度にスタートした第3期の計画となっています。

この第3期計画が令和5年度で5か年を経過しますことから、新たに令和6年度からの計画を策定しようとするものであります。

本計画の策定にあたりましては、農村余暇法の施行規則において農業委員会の意見を聞くものとする定められておりますことから、このたび江別市長より、意見聴取の申し出があったものであります。

今回の計画策定にあたり、農村余暇法の条文改正はなく、また北海道の基本方針においても変更がないことから、当市の計画においても基本的な構成は変更をせず、統計データ及び目標について必要な見直しがなされております。

説明は以上でございます。

意見の提出につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長 これより議案第27号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第27号を採決いたします。

農村滞在型余暇活動機能整備計画(第4期)策定に係る意見について、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和5年度第7回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後2時53分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年10月31日

議長（会長）

署名委員

署名委員